

通知書の見かた

- 本紙と一緒に年度当初の国民健康保険料決定(変更)通知書をお送りしています。
- 保険料が変更になった場合は、その都度通知書をお送りします。
- この見開きページの内容のお問合せ先は 資格賦課担当 ☎ 03(3880)5240 です。



120-8510
足立区中央本町一丁目17番1号

足立区長
近藤弥生 印

AA BB 様

賦課決定日 令和 7年 5月 31日
記号番号 21-00-0000

国民健康保険料決定(変更)通知書
あなたの世帯の国民健康保険料を本書記載のとおり通知します。
通知発送日 令和 7年 6月 11日
この通知書は 令和 7年 5月 31日 現在の情報で作成しています。

1. 世帯の保険料 令和 7年度

	(円)	(円)	(円)
今回 医療分保険料	282,186	98,454	54,000
均等割	212,850	75,600	33,200
切捨額	0	0	0
減免額	0	0	0
年額	495,036	174,054	87,200
介護調整分			
合計保険料			756,290

2. 各期のお支払い額 令和 7年度

	納める金額	今回決定／変更後 普通徴収 特別徴収	前回／変更前 普通徴収 特別徴収	口座振替の内容
4月期	*****	*****	*****	口座確認欄 ☐ 銀行 ☐ 普通 名義人氏名 ☐ ☐
5月期	*****	*****	*****	
6月期	75,710	75,710	0	
7月期	75,620	75,620	0	
8月期	75,620	75,620	0	
9月期	75,620	75,620	0	
10月期	75,620	75,620	0	
11月期	75,620	75,620	0	
12月期	75,620	75,620	0	
1月期	75,620	75,620	0	
2月期	75,620	75,620	0	
3月期	75,620	75,620	0	

3. 氏名 保険料算定年度・基礎額

氏名	基礎額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	個人別保険料概算
AA BB	07	2,400,000	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		384,300
AA CC	07	0	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		80,700
AA DD	07	1,260,000	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		195,140
AA EE	07	所得情報不明	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		64,100
AA FF	07	0	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		32,050

※取得・喪失の手続きは14日以内にお済ませください。国民健康保険は、会社等の健康保険に加入しても自動的に喪失の手続きは行われません。特に、国民健康保険をやめる手続きが大幅に遅れた場合、過払いとなった保険料をお返しできないことがあります(国民健康保険法110条の2)。

..... 保険料の計算方法は裏面に記載してあります

1人ずつの保険料を 端数調整や限度超過額を考慮していないため、世帯の計算した場合の参考例 合計保険料(Ⓜ)と一致しない場合があります。

4 令和7年度の保険料の計算方法はコチラ ※ 令和6年度の保険料(計算方法、合計保険料)も記載

ア 医療分保険料
均等割額
1人あたり 47,300円 × 加入者数
(6年度 49,100円、前年度比 -1,800円)
所得割額
今年度の加入者全員の保険料算定基礎額 × 7.71%
(6年度 8.69%、前年度比 -0.98P)
1世帯の年間限度額(前年度比 +1万円)
66万円(6年度 65万円)

イ 支援金分保険料
均等割額
1人あたり 16,800円 × 加入者数
(6年度 16,500円、前年度比 +300円)
所得割額
今年度の加入者全員の保険料算定基礎額 × 2.69%
(6年度 2.80%、前年度比 -0.11P)
1世帯の年間限度額(前年度比 +2万円)
26万円(6年度 24万円)

ウ 介護分保険料
均等割額
1人あたり 16,600円 × 40~64歳の加入者数
(6年度 16,500円、前年度比 +100円)
所得割額
今年度の40~64歳の加入者の保険料算定基礎額 × 2.25%
(6年度 2.36%、前年度比 -0.11P)
1世帯の年間限度額(前年度比 0円)
17万円(6年度 17万円)

エ 合計保険料
上限額(前年度比 +3万円)
109万円(6年度 106万円)

令和7年度 (例) 40代の夫婦、65歳以上の方、20代の方と就学前の子の5人世帯で保険料算定基礎額が366万円の場合

ア(上記の家族の医療分保険料の5人分) + イ(上記の家族の支援分保険料の5人分) + ウ(上記の40代の夫婦の介護保険料分) = エ

((47,300円×4人)+(23,650円)+(3,660,000×7.71%)) + ((16,800円×4人)+(8,400円)+(3,660,000×2.69%)) + ((16,600円×2人)+(2,400,000×2.25%)) = 756,290円

※ 令和6年度の均等割額、所得割額の料率で計算してみると 539,004円 176,730円 89,640円 805,374円

1 納付義務者は世帯主

世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入している場合でも、納付の義務は世帯主にあります(保険料は国民健康保険加入者分のみ計算されています)。

2 月ごとの保険料はこちら

納める金額
これから納めていただく金額を表示
すでに納めている納期分には「ノフズミ」と表示
今回決定／変更後
今回の通知で新たに決定(変更)した保険料
前回／変更前
保険料に変更があった場合に、変更前の保険料を表示

3 保険料算定基礎額

令和6年中の総所得

- 一律 43万円

= 保険料算定基礎額

ご注意ください!
「所得情報不明」と表示の方
令和6年中の所得が確認できない状態です。未申告の方は令和7年1月1日に住民登録があった区市町村で申告してください。申告済みの方は、所得が確認でき次第、変更通知書をお送りします。

保険料がかかる月に印を記載しています。
〈◎〉介護保険料を含んでいる月
〈○〉介護保険料を含んでいない月
〈☆〉旧被扶養者減免に該当している月
〈▼〉旧被扶養者減免(所得割のみ減免)に該当している月
〈●〉「未就学児」の均等割額軽減に該当している月
〈■〉産前産後期間の保険料軽減に該当している月

令和7年度 医療分の所得割均等割が減額となった理由

① 令和 7年度の1人あたりの医療費推計額が令和 6年度より下がったこと

② 医療分の賦課限度額を1万円引き上げ、中間所得層や低所得層の負担を軽減したこと

保険料が軽減される場合があります

① 令和6年中の総所得が一定基準以下の世帯(所得税または住民税の申告が必要)

世帯の総所得で軽減の判定を行います。
所得税または住民税の申告をしていないと軽減することができません。
令和6年中の収入がない場合でも課税課で住民税の申告をしてください。
軽減判定日 4月1日 ※ 新規加入世帯は適用開始日
■判定基準と軽減割合

軽減対象となる所得の基準	均等割額の軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下	7割軽減
43万円+30.5万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下	5割軽減
43万円+56万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下	2割軽減

※1 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金などの支給(60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))を受ける者。ただし、公的年金などに係る特別控除(15万円)後は110万円を125万円と読めます。
※2 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合には、移行した方も含めて判定します。年金所得のある65歳以上の方(令和7年1月1日現在)は、年金所得額から15万円を差し引いて判定します。
※3 令和5年中の収入がなく、税の申告をしていない方も、課税課で住民税の申告をしてください。令和6年度の保険料が遡って軽減となる場合があります。

② 失業された方(手続き必要)

対象 離職日現在、65歳未満で下記コード表に該当する方
※ 特例受給資格者及び高年齢受給資格者は対象外

軽減内容 離職者の前年の給与所得を³⁰100とみなして計算

軽減期間 離職の翌日から翌年度末まで
※ 雇用保険の失業給付などを受ける期間とは異なります。
※ 保険料軽減は、国民健康保険の資格を喪失すると終了します。

届出 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知(離職票は不可)をお持ちのうえ届出
※ 郵送希望の方はお問合せください。

■雇用保険受給資格者離職理由コード表

対象者	離職理由コード
特定受給資格者	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者	23・33・34

※ 離職理由コードは雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知をご確認ください。

③ 就学前の子ども(手続き不要)

就学前の子どもに係る均等割額の5割を軽減します。また、前年の総所得が一定基準以下の軽減対象世帯における就学前の子どもについては、下記の通り上乗せして軽減されます。

所得が一定基準以下の世帯の軽減割合	総軽減割合
7割	8.5割
5割	7.5割
2割	6割

④ 産前産後の方(手続き必要)

対象 出産した方、または出産予定の方で、免除対象期間に足立区の国民健康保険に加入している方
※ 妊娠期間が85日以上の方が対象です。
※ 早産・流産・死産(人工中絶を含む)の場合であっても、妊娠期間が85日以上であれば対象です。

免除期間 単胎妊娠の方の場合
出産予定月または出産をした月の前月から4カ月
多胎妊娠の方の場合
出産予定月または出産をした月の3カ月前から6カ月
母子健康手帳をお持ちのうえ、足立区役所北館2階国民健康保険課2番窓口へ
※ 郵送でも届出できます。ご希望の方はお問合せください。
※ 区民事務所では届出できません。

届出

今年度40歳になる方
~介護保険料のお支払いが始まります~

40歳の誕生日(1日生まれの方はその前月。以下同じ)から介護保険料がかかります。7月2日以降に誕生日を迎える方は、今回の決定通知書では計算されていないため、誕生日に介護保険料を追加した金額を「保険料変更通知書」でお知らせします。

【1月10日生まれの場合】
40歳に到達する1月分から介護保険料が追加
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
保険料変更月の中旬頃に、介護保険料を追加した保険料変更通知書をお送りします。
☐ ...介護保険料なし ☐ ...介護保険料あり

今年度65歳になる方
~介護保険料のお支払い先が変わります~

65歳になる誕生月の前月分(1日生まれの方はその前々月分)までの介護保険料は国民健康保険料と一緒に年10回に分けて納めていただきます。

【7月10日生まれの場合】
4月分から6月分までの3か月分の介護保険料は国民健康保険料と一緒に年10回に分けて納めます。
国民健康保険課
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
例:介護保険料 月額1,300円×3か月分 = 3,900円
※ 金額は実際とは異なります。
3,900円を390円×10回に分けて国民健康保険料と一緒に納付

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
→ 介護保険課								

誕生日以降の7月から3月までの9か月分は介護保険課に納付

※ 国民健康保険料と一緒に納める介護保険料と、介護保険課から通知される介護保険料の対象月は重複していません。

今年度75歳になる方
~後期高齢者医療制度に移行します~

75歳になると「後期高齢者医療制度」に移行しますが、年度当初の4月から誕生月の前月までは国民健康保険料がかかります。その分の国民健康保険料は10回に分けて納めていただきます。

【10月10日生まれの場合】
4月分から9月分までの国民健康保険料が発生
国民健康保険 後期高齢者医療制度
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
4月から9月まで6か月分の国民健康保険料が発生 10月から3月までの6か月分は「後期高齢者医療制度」で保険料が発生
6か月分の国民健康保険料を10回に分けて納付
※ なお、今年度75歳になる方おひとりりで国民健康保険に加入している場合は、支払回数が異なります。